

序章

1. まえがき

石綿製品、石綿セメント製品は、その耐火性能の高さから、防火用、保温用、電気の絶縁用、耐磨用、騒音防止用として、建築物、工作物に多く使用されてきました。しかし、すでに 1970 年代から国内外では、悪性腹膜中皮腫等の発ガン性の疑いがあることが認識されていました。

2000 年 2 月には、中皮腫による死亡者数が、1995 年から 1998 年までの 4 年間で 2243 人にのぼったことが確認されています。さらに 2006 年 1 月に、厚生労働省は、仕事で石綿を吸い込んだことが原因で肺がん又は中皮腫になったと労災認定した人は 2003 年度には、123 人と前年度の 1.6 倍に急増したと発表しました。これは職業がんの労災認定の 86% を占めています。

2005 年 6 月には、機械メーカー「クボタ」旧神崎工場（尼崎市）において水道管製造に毒性の強い青石綿を大量に使用し職員が石綿にばく露したことが原因で従業員が、中皮腫などで死亡していることが判明しました。さらにその後、工場周辺の住民や元職員の妻が中皮腫で死亡していたことが判明し、問題が大きく広がりました。

現在では、日本を含め、多くの先進国では、段階的に石綿の輸入と使用を禁止しており、現在は日本でも、原則として石綿の製造と使用が禁止されています。

しかし、多くの建築物等では建材あるいは吹付け石綿として使用されたままの状態であり、今後、建物の老齢化に伴い解体する際に空気中に飛散する可能性が大きいと考えられます。

災害時においては、建物等の倒壊に伴い多くの建物等が解体されます。この解体及び解体物の運搬・処理において、石綿の飛散が予想されます。このことは 11 年前の阪神淡路大震災における建物崩壊・解体時にも指摘されており、兵庫県をはじめ、関係自治体、関係業界においてその防止のために事前調査、解体時の飛散防止対策が行われました。

その教訓を生かし、この度、学識経験者、被災自治体、建設関係事業者、廃棄物処理事業者及び保護具等飛散防止用品事業者からなる検討会において、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を取りまとめました。

このマニュアルは、すべての状況における対策を網羅しておらず、さらなる推敲が必要ではありますが、災害時の対策において参考になれば幸いです。

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会

委員長 小林 悦夫

2. 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成の背景

石綿（アスベスト）は、その優れた特性から建設材料等に大量に使用されてきており、現在は、その危険性から石綿の使用は原則禁止されているものの、建築材料として現在も多くの既存建築物等に存在している。地震や洪水等の災害時には、建築物等が被災し、復旧時にはそれらの建築物の解体・補修等の実施が想定される。

石綿使用建築物等の解体等作業は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等による規制がなされており、石綿含有廃棄物等（廃石綿等および石綿含有廃棄物）の処理にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づく規制が行われているところである。

しかし、災害時においては、これらの平常時における対策がとりづらいことから、本マニュアルは、今般、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 5 号）の施行により、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害の防止の徹底が図られたことをうけ、災害時においても速やかに適切な処理を実施できるよう、災害時における石綿建築物の解体及び廃棄物の処理において石綿の飛散防止を図ることを目的として作成した。